

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
の翌日)

目 次

◆ 告 示

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの（保険課）
国民健康保険医等として登録があったものとみなされるもの（〃）
土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
県営土地改良事業計画の決定（〃）
都市計画の変更に係る案の縦覧（四件）（都市計画課）

◆ 公 告 示

◆ 公 告

告 示

鳥取県告示第八百三十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 目	書 号	類 別	
				発行 記号等	表示された発 行所名
4282	雑誌その他 の刊行物	ふたり曜日	ISBN 4-06-204 646-62 -BX50	エヌケンテー出版	
4283	"	ときめき	ISBN -06-2532 BW-17	アド・ワーク	
4284	"	夢爛舞	ISBN 4-06-204 646-63 -BX51	ゾルボン出版	
4285	"	フリナイ	SP- 1M	Do 企画	
4286	"	S P E R K L E	HM- 1M	Do 企画	
4287	"	熱入	311B -14	Do 企画	
4288	"	ザ・ヒットマガジン 8月号増刊号 モノロー・ハカス No.15	雑誌 1413 6-8	三和出版株式会社	
4289	"	おたのしみ生撮女子高生 9月号	雑誌 0211 9-9	考友社出版株式会社	
4290	"	お隣りのお姉さん 9月号	雑誌 0223 5-9	考友社出版株式会社	

4291	"	オレソジ通信 9月号	雑誌コー P02190 89—9	株式会社東京三世社
4292	"	劇画悦楽号 9月増刊号 アケシヨソ覗き筋	雑誌 0368 0—9	株式会社サン出版
4293	"	テラベッピン 12月号増刊	雑誌 0644 2—12	メデアックス
4294	"	オレソジ通信 12月増刊号 HITMAN VOL.2	雑誌コー P02190 —12/15	株式会社東京三世社
4295	"	VIDEGAL通信 47	なし	三共図書出版社
4296	"	週激通信 1月号	雑誌コー P134 51	三共図書
4297	"	あげちゃう女教師 4	雑誌 5161 1—06	秋田書店
4298	"	ちょっと試して 3	なし	久保書店
4299	"	究極のシェフは美味しんぼパズル 3	雑誌 5511 1—44	光文社
4300	"	ぶっつんメイトLOVE 4	雑誌 5032 1—50	スコラ
4301	"	COMIC BEAT 12月号	雑誌コー P138 95—12	株式会社東京三世社
4302	"	COMIC BEAT 12月増刊号 SHAKE	雑誌コー P13896 —12/15	株式会社東京三世社
4303	"	ぼらだいのラバーズ	雑誌 5211 2—04	東京三世社
4304	"	PRANKISH PARTY	雑誌 3341 1—64	東京三世社
4305	"	一途でござんす	雑誌 5012 7—44	双葉社
4306	"	はっぴい俱樂部 Vol.3	雑誌 5012 6—28	双葉社

4307	"	ごめんねダーリン!	なし	フランス書院
4308	"	お嬢様は超カゲキ!	なし	フランス書院
4309	"	あの娘はバニック!	なし	フランス書院
4310	"	朝までルナティック	なし	フランス書院
4311	"	FUCK 3	雑誌 5041 6—73	ライオン社
4312	"	もっともっとインヒー 3	雑誌 5041 7—21	ライオン社
4313	"	乙女のお願ひ 3	雑誌 5381 1—09	ワニマガジン社

(注) 指定番号欄の○印は、年少少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第八百三十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の中出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
長石医院	八頭郡智頭町大字智頭一五三七六	平成三年十一月一日
乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一〇九一―五	〃
薬局山本	米子市河岡五八二―二	〃
今田歯科岩倉医院	鳥取市岩倉上樋掛四五一―一	平成三年十月二十八日

鳥取県告示第八百三十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松井克明	鳥国医第四、四二八号	平成三年十月十一日

湯川 雅江	鳥国薬第七九三号	〃
佐古 玲子	鳥国薬第七九四号	平成三年十月十六日

鳥取県告示第八百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	長柄 正一	倉吉市谷二七九
〃	桑本利雄	〃 鋤一三七
〃	田中希弘	〃 〃一五〇
〃	松井裕巳	〃 別所三〇四
〃	伊垢離 禮正	〃 〃三四八
〃	伊垢離 鉄夫	〃 〃三一八
〃	三好岩男	〃 〃四九五
〃	石田 幸人	〃 〃二九十一
〃	安田延臣	〃 〃尾原三〇九
〃	岡本正夫	〃 〃八五

" 山根 幸男 " 北面一七一
 " 井谷 充亘 " " 九四
 " 仲本 望助 " 谷二九四一
 " 宮川 孝信 " 津原一九五
 監事 田中 満 倉吉市谷一六四一
 " 山崎 良延 " 尾原六三四一三
 平成三年十一月三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 長柄 正一 倉吉市谷二七九
 " 桑本 利雄 " 鋤一三七
 " 田中 希弘 " " 一五〇
 " 松井 裕巳 " 別所三〇四
 " 伊垢離 禮正 " " 三四八
 " 伊垢離 鉄夫 " " 三一八
 " 三好 岩男 " " 四九五
 " 石田 幸人 " " 二九一
 " 安田 延臣 " 尾原三〇九
 " 岡本 正夫 " " 八五
 " 山根 幸男 " 北面一七一
 " 井谷 充亘 " " 九四
 " 仲本 望助 " 谷二九四一
 " 宮川 孝信 " 津原一九五
 監事 田中 満 倉吉市谷一六四一

" 山崎 良延 " 尾原六三四一三
 平成三年十一月四日就任 任期四年

鳥取県告示第八百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営一般農道整備事業大山地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成三年十二月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大山町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・四・八号宮下十六本松線及び三・五・六号大

工町土居叶線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・八号宮下十六本松線

変更する部分

鳥取市南吉方一丁目、富安一丁目及び富安二丁目

2 三・五・六号大工町土居叶線

変更する部分

鳥取市富安二丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

平成三年十二月三日から同月十七日まで

鳥取県告示第八百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 第二種住居専用地域

変更する部分

境港市上道町、上道町字川岸、字大敷浜、字小川尻、字川尻谷、字本川尻、字山中、字打明、字一本木、字勝負仕山、字湯郷居、字横枕、字鑑田、字横土手及び字西荒山、芝町字兵田地及び字下横枕、米川町、蓮池町並びに馬場崎町

削除する部分

2 住居地域
追加する部分

境港市上道町字一本木、字打明、字山中、字小川尻、字湯郷居、字本川尻、字川尻谷、字白波、字川岸、字大敷浜、字鎧田、字横枕、字横土手及び字西荒山、芝町字兵田地及び字下横枕、米川町、蓮池町、外江町字西方の川、字中道、字上大沢、字狐堀、字渡道、字字計、字大沢木下、字西原灘、字原、字桑木原、字下米山、字上道灘、字道正堀及び字千本小松並びに渡町字大下、字狐塚、字下千本松、字八幡灘、字八幡、字千法講松及び字上千本小松
変更する部分

境港市上道町字勝負仕山、元町、馬場崎町及び外江町字寺屋敷南通

3 準工業地域
追加する部分

境港市外江町字大沢木下、字六郎江内堀、字廻沢、字下米山、字千本小松、字上米山、字上廻沢及び字字計並びに渡町字東米山

4 工業地域
変更する部分

境港市外江町字西方の川、字西原灘、字千本小松及び字上米山並びに渡町字八幡灘及び字上千本小松

削除する部分

境港市外江町字寺屋敷南通、字中道、字上大沢、字狐堀、字渡道、字字計、字原、字桑木原、字沢木下、字下米山、字六郎江内堀、字廻

沢、字上道灘、字道正堀及び字上廻沢並びに渡町字大下、字狐塚、字下千本松、字八幡、字千法講松及び字東米山
三 都市計画の縦覧場所
米子市加茂町一丁目一 米子市役所
境港市上道町三〇〇〇 境港市役所
西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

平成三年十二月三日から同月十七日まで

鳥取県告示第八百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七條第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路一・一・一号淀江米子線、三・二・一号泉尾高線（変更後一・一・一号淀江米子線）及び三・四・九号日吉津陰田線（

変更後三・四・九号二本木陰田線)

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・一・一号淀江米子線
追加する部分

米子市泉字中谷三、字中谷、字前畑上、字鐘鑄場、字前田及び字中
峯一

変更する部分

米子市下郷字井手ノ手ノ一、字河原田、字上河原及び字繩手添ノ一
並びに尾高字京田ノ一、字京田ノ二、字坂ノ下、字御建山開二及び字

御建山開三

削除する部分

米子市下郷字井手添及び尾高字花掛ノ一

2 三・二・一号泉尾高線(変更後一・一・一号淀江米子線)

変更する部分

米子市尾高字京田ノ一、字京田ノ二、字坂ノ下、字御建山開二及び
字御建山開三並びに泉字中谷三、字前畑上、字中谷、字鐘鑄場、字前

田及び字中峯一

削除する部分

米子市尾高字花掛ノ一及び字山根並びに泉字上大成

3 三・四・九号日吉津陰田線(変更後三・四・九号二本木陰田線)

追加する部分

米子市二本木字後池及び字浜田

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

四 縦覧期間

平成三年十二月三日から同月十七日まで

鳥取県告示第八百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づ
き、淀江都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する
同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意
見書を提出することができる。

平成三年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画面道路三・二・一号淀江米子線(変更後一・三・一号淀江
米子線)、三・四・一号今津佐陀線、三・五・一号今津線、三・五・二
号淀江環状線、三・五・四号淀江中央線及び三・五・五号小波浜亀甲線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・二・一号淀江米子線(変更後一・三・一号淀江米子線)

追加する部分

西伯郡淀江町大字福岡字分田、字鑄田、字隅田、字学堂及び字深田
並びに大山町大字安原字大垣、字細道、字朝引、字孫市、字寺内境、

字溝尻及び字北尾境
変更する部分

西伯郡淀江町大字今津字塚田、字八反田及び字上谷、大字福岡字新地造、字倉常、字寺田及び字志町田、大字淀江字井手誇、字井手口及び字腰巻、大字西原字梶免、字下梶免、字一町田、字五反田、字中繩手、字上井崎、字山根、字淀江山、字寺山、字鍛治屋林及び字大転場、大字小波字下向山、字上向山、字狭間谷、字河原田、字堂ノ前、字下笹子谷、字松戸谷、字泉原及び字馬渡り及びに大字平岡字下山、字大下畑、字穴田及び字荒町並びに大山町大字安原字的場及び字坊川
削除する部分

西伯郡淀江町大字今津字狐塚、字岸ノ前、大字淀江字大岩、字天王、字神明、字井尻、字楚利田、字庄境及び字六反田、大字福岡字北境、大字西原字八反田及び字小清水及びに大字小波字下原田及び字宮市並びに大山町大字安原字太田

2 三・四・一号今津佐陀線
追加する部分

西伯郡淀江町大字今津字六反田、字村内、字狐塚、字向田、字岸ノ前、字浜田、字王地及び字金友、大字淀江字八軒町、字長町、字新地畑及び字中抜、大字西原字北境、字福田開、字判場、字東亀ヶ原、字西岡ノ部、字壺里塚ノ上、字一里塚、字井手狭、字浜西、字宮ノ下、字中外ヶ浜、字中亀ヶ原、字三軒屋、字西五軒屋、字北五軒屋、字新坂ノ下、字新坂及び字西亀ヶ原、大字小波字東外浜、字中外浜、字西灘浜及び字西外浜、大字中間字沖新田、字東外浜新田、字西沖新田、字西外浜新田及び字佐陀川端並びに大字佐陀字下灘河原東、字東川尻、

字東御山跡、字東後池、字東中浜、字西中浜及び字西後池

3 三・五・一号今津線
追加する部分

西伯郡淀江町大字今津字岸ノ前及び字塚田

4 三・五・二号淀江環状線
追加する部分

西伯郡淀江町大字淀江字中抜、字新地畑、字西屋敷、字灘中屋敷、御屋敷、字中町、字五町田、字牧郷、字小前田、字小深田及び字大垣並びに大字今津字下谷、字王地及び字塚田

5 三・五・四号淀江中央線
追加する部分

西伯郡淀江町大字淀江字灘中屋敷、字中町、字長町及び字八軒町

6 三・五・五号小波浜亀甲線
追加する部分

西伯郡淀江町大字小波字中外浜、字塩川、字浜屋敷、字川尻、字東浜畑、字西浜畑及び字下井手領並びに大字中間字竹ノ下外浜、字海道ノ上、字西海道ノ下、字西外浜新田及び字東外浜新田

三 都市計画の案の縦覧場所

西伯郡淀江町大字西原一二九一一 淀江町役場

四 縦覧期間

平成三年十二月三日から同月十七日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第百三三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十二月三日

鳥取県公安委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	メガマス	株式会社三星
回胴式遊技機	リノ	ニイガタ電子精機株式会社

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、鳥取県准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成3年12月3日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験の日時

平成4年2月21日（金）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

3 試験科目

区 分	平 成 2 年 4 月 1 日 以 後 に 入 学 し た 者	左 記 以 外 の 者
試験科目	解剖生理	産婦人科疾患及び看護法
	栄養	細菌及び消毒法
	薬理	個人衛生
	病理	食餌療法
	微生物	皮膚泌尿器科疾患
	保健医療	薬理概論
	関係法規	一般看護法
	精神保健	看護史及び看護倫理
	基礎看護	看護の原理及び実際
	成人看護	内科疾患及び看護法
老人看護	外科疾患及び看護法	
母子看護	小児科及び看護法	
ただし、男子である看護人であって、法第60条の規定により准看護婦に関する法の規定が準用される者については、「産婦人科疾患及び看護法」を除く。		

<p>4 受験資格を有する者</p> <p>次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者</p> <p>(1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者</p> <p>(2) 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者</p> <p>(3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者</p> <p>(4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者</p> <p>(5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの</p> <p>(6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認めたもの</p> <p>5 受験手続</p> <p>(1) 受験願書の提出期間 平成4年1月7日(火)から同月14日(火)まで(郵送の場合は、平成4年1月14日(火)までの消印のあるものは、有効とする。)</p> <p>(2) 受験願書の提出先 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課</p> <p>(3) 試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。</p> <p>ア 受験願書</p> <p>イ 履歴書</p>	<p>ウ 写真(出願前6箇月以内に、脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、養成所又は学校において、提出する受験用写真が本人と相違ない旨の証明をしたものであること。なお、養成所又は学校において証明を受けることができない者については、その者が本人と相違ない旨を証する書面を提出すること。)</p> <p>エ 4の(1)又は(2)に該当する者は、修業証明書又は卒業証明書(平成4年3月に修業し、又は卒業する見込みである者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、同月31日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)</p> <p>オ 4の(3)、(4)、(5)又は(6)に該当する者ときは、修業証明書、卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し、若しくは外国において看護婦免許を得たことを証する書面</p> <p>6 受験手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 受験手数料 4,600円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。</p> <p>なお、県外から送付する場合は、現金を送付すること。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県衛生環境部医務課(電話0857-26-7190)に行うこと。</p> <p>(2) 受験願書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合にあっては、62円切手(5の(3)のウに規定する書面を提出する場合にあ</p>
--	--

っては、812円切手)をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。